

建設業退職金共済掛金収納確認事務取扱について

綾 部 市

- 1 受注者は、工事請負契約を締結した場合、勤労者退職金共済機構から共済証紙を購入し、発注者用掛金収納書を提出すること。ただし、請負金額が300万円未満の契約においては、提出を省略することができる。
- 2 前項の発注者用掛金収納書の提出期限は工事請負契約締結後1カ月以内とする。
また、工事期間中に証紙の不足が生じた場合は必要枚数を購入し、その都度、追加に係る発注者用掛金収納書を提出することとする。
- 3 共済証紙の購入額は、次の(1)、(2)いずれかの方法により算出するものとする。
 - (1) 受注者において建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要枚数を購入する。
 - (2) 必要な購入額の的確な把握が困難な場合は、総工事費(注1)に次の目安を乗じて算出するものとする。

①土木関連工事

工事種別 総工事費	土 木					
	舗 装	橋梁等	隧 道	堰 堤	浚渫・埋立	その他 の土木
1,000～ 9,999 千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～ 49,999 千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～ 99,999 千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～499,999 千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000 千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

②建築関連工事・設備工事等

工事種別 総工事費	建 築		設 備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置
1,000～ 9,999 千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000～ 49,999 千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000～ 99,999 千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000～499,999 千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000 千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

(注1) 総工事費＝請負契約額(消費税相当額を含む)＋無償支給材料評価額

- 4 前項（２）により掛金納付額を算出する場合、この表の割合は労働者延べ就業予定数の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出されたものであるため、対象工事における労働者の建退共加入率が推測できるものは、その割合を考慮して算出すること。

証紙購入枚数は、証紙の一日券が320円であるため、証紙購入額を320円で除して算出し、端数は切り捨てる。

（例）総工事費 31,460,000 円の土木一式工事 建退共加入率 80%

総工事費		31,460,000 円	（A）
掛金納付額	$A \times 3.6/1000 \times 80/70$	129,435 円	（B）
証紙購入枚数	$B \div 320$	404.48	→ 404 枚

- 5 債務負担行為の請負工事については、当該請負契約時に初年度の掛金収納書を工事請負契約締結後1カ月以内に提出し、次年度以降は当該年度の年度始めに掛金収納書を提出することとする。
- 6 発注者は、共済証紙の購入状況を把握するために必要があると認めるときは、受注者に対し、勤労者退職金共済機構の各都道府県支部に提出している共済証紙受払簿その他関係資料の提出を求めるものとする。
- 7 この建設業退職金共済制度の改訂事項については、令和3年10月1日以降にかかる発注工事について適用するものとする。